

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の
人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条
例案

令和 3 年（2021 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の
人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条
例

（札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設
備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、
設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次の
ように改正する。

(1) 目次中「第 417 条」の次に「・第 418 条」を加える。

(2) 第 4 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、利用者
の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、
従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、指定居
宅サービス又は指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1
18 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活
用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 第 14 条中「第 6 号」の次に「並びに第 2 項第 5 号及び第 6 号」を加え
る。

(4) 第 30 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(5) 第32条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(6) 第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(7) 第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の

予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(8) 第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(9) 第39条の見出し中「協力」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(10) 第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(11) 第42条第3項第1号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(12) 第47条中「前節」を「第4節」に改める。

(13) 第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(14) 第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(15) 第58条第3項第1号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(16) 第59条及び第63条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

(17) 第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(18) 第78条第3項第2号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(19) 第85条第5号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号、第95条第3項第2号及び第315条第1号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につ

いて当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(20) 第 87 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置

(21) 第 88 条第 3 項第 1 号中「その完結の日から 2 年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(22) 第 95 条第 2 項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は指定居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

(23) 第 95 条に次の 1 項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供するこ

と。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(24) 第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置

(25) 第97条第3項第1号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(26) 第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置

(27) 第108条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(28) 第108条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(29) 第110条に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(30) 第111条第2項中「必要な」を「、次に掲げる」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、

その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(31) 第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(32) 第112条第3項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第6号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(33) 第113条及び第115条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改める。

(34) 第135条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改める。

(35) 第143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置

(36) 第144条第3項中「必要な」を「、次に掲げる」に、「講ずるよう努

めなければ」を「講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(37) 第145条第3項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第6号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(38) 第146条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加える。

(39) 第148条第1項ただし書中「、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうち、それぞれ」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤としないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状況に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第151条第4項において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

(40) 第151条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に

改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「」及び「」という。）」を削る。

(41) 第164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置

(42) 第167条第3項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第7号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(43) 第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加える。

(44) 第171条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号中「おおむね」を「原則として」に、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改める。

(45) 第178条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置

(46) 第179条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(47) 第179条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(48) 第181条及び第181条の3中「第27条」の次に「、第32条の

2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加える。

(49)第188条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条第1項から第4項まで、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。)」を加える。

(50)第201条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(51)第203条第3項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第7号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(52)第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加える。

(53)第213条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(54)第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(55)第214条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(56)第216条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加える。

(57)第226条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(58) 第 2 3 2 条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置

(59) 第 2 3 3 条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(60) 第 2 3 3 条に次の 1 項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(61) 第 2 3 6 条第 3 項第 1 号中「まで」の次に「及び第 8 号」を加え、「その完結の日から 2 年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第 3 号を削る。

(62) 第 2 3 7 条中「第 2 7 条」の次に「、第 3 2 条の 2」を、「第 3 7 条」の次に「、第 3 8 条、第 4 0 条」を加える。

(63) 第 2 4 5 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置

(64) 第 2 4 7 条第 3 項第 1 号中「及び第 7 号」を「、第 7 号及び第 1 0 号」に改め、「その完結の日から 2 年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第 3 号を削る。

(65) 第 2 4 8 条中「第 2 7 条」の次に「、第 3 2 条の 2」を、「第 3 7 条」の次に「、第 3 8 条、第 4 0 条」を加える。

(66) 第 2 5 7 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置

(67) 第 2 6 0 条に次の 1 項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(68) 第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(69) 第262条第3項第1号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(70) 第263条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める。

(71) 第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条第1項から第4項まで、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第5項及び第6項を除く。)」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「並びに第252条」を「、第252条」に改める。

(72) 第275条第3項第1号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(73) 第276条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める。

(74) 第296条に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「第32条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

- (75) 第301条中「第32条」を「第32条の2」に、「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。
- (76) 第306条中「第32条」の次に「から第36条まで、第37条」を加える。
- (77) 第315条第1号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。
- (78) 第321条中「同条中」を「同条第1項及び第2項中」に改め、「同条第1項中」を削る。
- (79) 第337条の2第4項中「第100条」を「第118条の2」に改める。
- (80) 第338条に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第295条の3及び前条」を「及び第295条の3」に改める。
- (81) 第344条第1項ただし書中「、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうち、それぞれ」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤としないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状況に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にある場合は、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第347条第4項において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。
- (82) 第347条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を

- 「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「」及び「」という。）」を削る。
- (83) 第349条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第34条」の次に「から第36条まで、第37条」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。）」を加える。
- (84) 第355条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号中「おおむね」を「原則として」に、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改める。
- (85) 第357条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第34条」の次に「から第36条まで、第37条」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。）」を、「第282条」の次に「、第295条の2、第295条の3」を加える。
- (86) 第359条の3中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第34条」の次に「から第36条まで、第37条」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。）」を加え、「及び第295条の3」を「、第295条の3」に、「並びに第350条」を「、第350条」に改める。
- (87) 第364条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第37条」を「第36条」に、「第38条第1項から第4項まで、第39条」を「第37条」に改め、「第41条まで」の次に「(第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。）」を加える。
- (88) 第369条及び第376条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。）」を加える。
- (89) 第385条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）」を加える。
- (90) 第386条及び第396条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加える。
- (91) 第403条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める。

- (92) 第408条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条第1項から第4項まで、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第5項及び第6項を除く。)」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「並びに第402条」を「、第402条」に改める。
- (93) 第413条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める。
- (94) 第417条を第418条とし、第26章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第417条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第12条(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条、第386条、第396条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。)及び第224条第1項(第248条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書

面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によ
って認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(95)附則第10条の前に見出しとして「(令和6年3月31日までの間に病
床等を転換して行う事業に係る特例)」を付し、同条中「平成36年3月
31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(96)附則第11条から第15条までの規定中「平成36年3月31日」を
「令和6年3月31日」に改める。

(札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関
する条例の一部改正)

第2条 札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準
に関する条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第29条」を「第29条の2」に改め、「第72条」の次に
「・第73条」を加える。

(2) 第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のた
め、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等
の措置を講じなければならない。

(3) 第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(4) 第8条に次の1項を加える。

3 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、
地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(5) 第12条第13項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め
る。

(6) 第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の
情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うこと
ができるものとする。）」を加える。

(7) 第20条第2項中「第29条」を「第29条の2」に改める。

(8) 第22条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、

介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(9) 第22条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(10) 第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(11) 第24条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

(12) 第29条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(13) 第2章第2節中第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防

止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(14) 第30条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(15) 第32条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(16) 第33条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(17) 第39条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(18) 第47条第2項中「第23条」を「第22条の2」に、「及び第29条」を「、第29条及び第29条の2」に改める。

(19) 第48条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(20) 第48条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観

点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(21) 第50条中「第23条」を「第22条の2」に、「及び第29条」を「第29条及び第29条の2」に改める。

(22) 第52条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(23) 第53条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置

(24) 第54条第4項第1号中「おおむね」を「原則として」に改め、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加える。

(25) 第55条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(26) 第59条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(27) 第59条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(28) 第61条中「第8条、第9条」の次に「、第22条の2」を、「、第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第23条」を削り、「及び第

29条」を「、第29条及び第29条の2」に改める。

(29)第64条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(30)第64条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

(31)第66条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(32)第67条中「第23条」を「第22条の2」に、「及び第29条」を「、第29条及び第29条の2」に、「第29条、第33条」を「第29条、第29条の2、第33条」に改める。

(33)第69条第4項第1号中「おおむね」を「原則として」に改め、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加える。

(34)第71条中「第8条、第9条」の次に「、第22条の2」を、「まで、第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第23条」を削り、「及び第29条」を「、第29条及び第29条の2」に改める。

(35)第72条を第73条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第72条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことがで

きる。

- 2 説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(36) 附則第 5 項の前の見出し及び同項、附則第 6 項並びに附則第 7 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

（札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第 33 条」を「第 33 条の 2」に改め、「第 51 条」の次に「・第 52 条」を加える。

(2) 第 2 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 軽費老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(3) 第 7 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(4) 第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(5) 第 17 条第 5 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

(6) 第 22 条第 2 項中「第 33 条」を「第 33 条の 2」に改める。

(7) 第 24 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護

に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(8) 第24条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(9) 第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 軽費老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(10) 第26条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

(11) 第28条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(12) 第33条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(13) 第3章中第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(14) 第35条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームA型の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(15) 第42条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

(16) 第44条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームB型の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(17) 第50条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

(18) 第51条を第52条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第51条 作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第243条」の次に「・第244条」を加える。

(2) 第4条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 第7条第5項第1号中「いう」の次に「。第48条第4項第1号において同じ」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加える。

(4) 第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(5) 第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(6) 第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(7) 第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上

開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(8) 第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(9) 第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第60条の17第1項、第88条及び第224条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(10) 第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期

巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(11) 第43条第3項第1号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(12) 第48条第1項第1号及び第3号中「専ら」を削り、同条第3項中「オペレーターは」の次に「、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(6) 指定地域密着型特定施設

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

(13) 第48条に次の3項を加える。

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(14) 第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(15) 第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の次に「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）」を、「との」の次に「密接な」を加え、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

(16) 第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(17) 第 58 条に次の 1 項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(18) 第 59 条第 3 項第 1 号中「その完結の日から 2 年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(19) 第 60 条中「第 34 条」を「第 33 条の 2」に、「、第 41 条及び第 42 条」を「及び第 41 条から第 42 条まで」に改める。

(20) 第 60 条の 12 中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置

(21) 第 60 条の 13 第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(22) 第 60 条の 13 に次の 1 項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(23) 第 60 条の 15 に次の 1 項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(24) 第 60 条の 16 第 2 項中「必要な」を「、次に掲げる」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん

延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(25) 第60条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(26) 第60条の19第3項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第7号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(27) 第60条の20及び第60条の20の3中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加える。

(28) 第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置

(29) 第60条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(30) 第60条の37第3項第1号中「及び第3号」を「、第3号及び第8号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(31) 第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加える。

(32) 第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(第6

7条第1項ただし書において「本体事業所等」という。)を加える。

(33)第66条第2項中「第83条第7項及び第193条第8項において」を「以下」に改める。

(34)第67条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「等の職務」の次に「に従事させ、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務」を加える。

(35)第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10)虐待の防止のための措置

(36)第80条第3項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第7号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(37)第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加える。

(38)第83条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「あって、」の次に「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（」を加える。

(39)第88条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(40)第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10)虐待の防止のための措置

(41)第108条第3項第1号中「まで」の次に「及び第9号」を加え、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(42)第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第4

2条」を「から第42条まで」に改める。

(43)第111条第1項第2号中「いう」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

(44)第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置されるものに限る。）のうち当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

(45)第112条第2項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合

は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

(46) 第114条第1項中「以下」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、18人以下)」を加える。

(47) 第118条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

(48) 第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

(49) 第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(50) 第124条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(51) 第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(52) 第128条第3項第1号中「まで」の次に「及び第8号」を加え、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、

同項第3号を削る。

(53) 第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改める。

(54) 第139条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(55) 第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置

(56) 第147条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(57) 第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(58) 第149条第3項第1号中「まで」の次に「及び第9号」を加え、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(59) 第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改める。

(60) 第153条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(61)第153条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(62)第153条第9項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第15項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

(63)第159条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(64)第160条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(65)第165条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生^{くわう}の管理)

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(66)第170条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(67)第171条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(68) 第171条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(69) 第173条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

(70) 第177条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(71) 第178条第3項第1号中「まで」の次に「及び第8号」を加え、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(72) 第179条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加える。

(73) 第182条第1項第1号中「おおむね」を「原則として」に、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改める。

(74) 第184条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(75) 第188条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置

(76) 第189条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉

士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(77) 第189条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、適切なユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(78) 第191条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加える。

(79) 第193条第8項中「指定居宅サービス事業等」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定居宅サービス事業等）」に、「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、」を「ものに限る。）のうち」に改め、同条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改める。

(80) 第203条第3項第1号中「及び第6号」を「、第6号及び第11号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(81) 第204条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改める。

(82) 第209条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(第211条第1項ただし書において「本体事業者等」という。)」を加える。

(83) 第211条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「等の職務」の次に「に従事させ、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務」を加える。

(84) 第215条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加える。

(85) 第219条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「指定居宅サービスの事業」を「指定居宅サービス事業等」に改める。

(86) 第224条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(87) 第226条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改める。

(88) 第232条第1項第2号中「いう」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

(89) 第232条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

所であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置されるものに限る。）のうち当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

(90) 第233条第2項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

(91) 第235条第1項中「以下」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、18人以下)」を加える。

(92) 第236条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(93) 第237条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

(94) 第238条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改める。

(95) 第239条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

(96)第243条を第244条とし、第13章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第243条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第13条(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。)、第116条第1項(第238条において準用する場合を含む。)、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(97)附則第7条の見出し中「平成30年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(98)附則第11条の前に見出しとして「(令和6年3月31日までの間に病床等を転換して行う事業に係る特例)」を付し、同条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(99)附則第12条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年条例第55号)の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第34条」の次に「・第35条」を加える。

(2) 第4条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項の管理者とすることができる。

(4) 第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

(5) 第16条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第1

8号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合並びに訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、本市からの求めがあったときは、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。

(6) 第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置

(7) 第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(8) 第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

ばならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(9) 第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(10) 第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(11) 第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(12) 第32条第3項第1号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(13) 第33条の表中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(14) 第34条を第35条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 附則第2項中「附則第4項において「法」を「以下「法」に、「及び附則第4項」を「及び附則第5項」に、「いう。附則第4項」を「いう。附則第5項」に改める。

(2) 附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「に規定する管理者」を「の管理者」に改める。

(3) 附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第6条第1項の管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条例第6条第1項の」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

（札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

(2) 第2条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設の設置者等は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 第4条第1項ただし書及び同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第5条第2項中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

(5) 第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(6) 第16条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(7) 第21条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第21条の2 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第21条の3 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(8) 第28条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(9) 第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(10) 第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設の設置者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(11) 第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 29 条の 2 指定介護老人福祉施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の設置者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(12) 第 31 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(13) 第 32 条第 3 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第 4 号中「及び」を「又は」に改める。

(14) 第 34 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(15) 第 40 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(16) 第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定介護老人福祉施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(17) 第42条第3項第1号中「まで」の次に「及び第7号」を加え、「その完結の日から2年を経過した日又は」、「。第3号において同じ」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(18) 第44条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(19) 第45条第1項第1号中「おおむね」を「原則として」に改め、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加える。

(20) 第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(21) 第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置

(22) 第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(23) 第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(24) 第54条中「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

(25) 第55条を第56条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によ

って認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(26)附則第5項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年条例第68号)の一部を次のように改正する。

(1)目次中「第54条」の次に「・第55条」を加える。

(2)第2条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設の設置者等は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3)第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(4)第3条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(5)第5条第1項第1号イ(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第7号中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

(6)第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(7)第16条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話

装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

(8) 第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設の設置者等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設の設置者等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(9) 第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(10) 第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(11) 第29条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設の設置者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(12) 第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以

下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(13)第31条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(14)第32条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

(15)第34条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(16)第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(17)第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備する

こと。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(18) 第41条第3項第1号中「及び第4号」を「、第4号及び第8号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」、「。第3号において同じ」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(19) 第43条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設の設置者等は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(20) 第44条第4項第1号イ(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

(21) 第46条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。)」を加える。

(22) 第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(23) 第51条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(24) 第51条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優

越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(25) 第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

(26) 第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第54条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(27) 附則第3項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

(2) 第3条第4項中「第44条第3項」を「第44条第5項」に改め、同項

を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 介護医療院の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院の設置者等は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 第4条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(4) 第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

(5) 第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(6) 第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(7) 第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院の設置者等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生^{くわう}の管理)

第20条の3 介護医療院の設置者等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなけれ

ばならない。

- (8) 第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

- (9) 第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- (10) 第30条に次の1項を加える。

- 4 介護医療院の設置者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

- (11) 第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 介護医療院の設置者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- (12) 第32条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

- (13) 第33条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

(14) 第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(15) 第40条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(16) 第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(17) 第42条第3項第1号中「及び第4号」を「、第4号及び第8号」に改め、「その完結の日から2年を経過した日又は」、「。第3号において同じ」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(18) 第44条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院の設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院の設置者等は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報

その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(19) 第45条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

(20) 第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(21) 第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(22) 第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(23) 第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の設置者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(24) 第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第25条」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する」を削る。

(25) 第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及

び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(26) 附則第2項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(27) 附則に次の1項を加える。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けるものとする。

（札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条 札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

(2) 第2条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設の設置者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設の設置者等は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、旧法第118条の2第1項に規定する介護保険

等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 第3条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(4) 第3条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(5) 第3条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(6) 第3条第8項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第1項第6号、第3項第7号」に改める。

(7) 第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(8) 第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(9) 第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設の設置者等は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設の設置者等は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(10) 第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置

(11) 第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、旧法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(12) 第28条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設の設置者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(13) 第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護療養型医療施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の設置者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(14) 第30条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(15) 第31条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

(16) 第33条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(17) 第38条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(18) 第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護療養型医療施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(19) 第40条第3項第1号中「まで」の次に「及び第7号」を加え、「その完結の日から2年を経過した日又は」、「。第3号において同じ」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第3号を削る。

(20) 第42条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者等は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、旧法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(21) 第43条第2項第1号中「おおむね」を「原則として」に改め、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同項第2号エただし書中「を標準」を削る。

(22) 第44条第2項第1号中「おおむね」を「原則として」に改め、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同項第2号エただし書中「を標準」を削る。

(23) 第45条第2項第1号中「おおむね」を「原則として」に改め、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同項第2号エただし書中「を標準」を削る。

(24) 第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(25) 第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置

(26) 第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、旧法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(27) 第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な

言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(28) 第54条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第26条まで」の次に「、第28条の2」を加える。

(29) 第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(30) 附則第2項、第4項及び第11項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第11条 札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第56号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第36条」の次に「・第37条」を加える。

(2) 第4条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置

(4) 第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(5) 第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(6) 第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を

講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(7) 第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(8) 第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(9) 第31条第3項第1号中「その完結の日から2年を経過した日又は」及び「のいずれか遅い日」を削る。

(10)第33条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

(11)第35条の表中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

(12)第36条を第37条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日から、第5条中札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条、第386条、第396条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護・特養基準条例」という。）第2条第4項、第29条の2（新養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。）、第30条第5項（新養護・特養基準条例第67条において準用する場合を含む。）及び第52条第3項（新養護・特養基準条例第71条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費基準条例」という。）第2条第4項、第33条の2（新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。）、第35条第4項及び第44条第4項、第4条の規定による改正後の札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新地密サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新地密サービス等基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「新居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新居宅介

護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新老福基準条例」という。)第2条第4項、第40条の2(新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第8条の規定による改正後の札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新老健基準条例」という。)第2条第4項、第39条の2(新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び第43条第3項、第9条の規定による改正後の札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新医療院基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2(新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第10条の規定による改正後の札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新療養基準条例」という。)第2条第4項、第38条の2(新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第42条第3項並びに第11条の規定による改正後の札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(以下「新介護予防支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第29条の2(新介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新居宅サービス等基準条例第30条(新居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(新居宅サービス等基準条例第63条、第296条及び第301条において準用する場合を含む。)、第77条(新居宅サービス等基準条例第306条において準用する場合を含む。)、第87条(新居宅サービス等基準条例第313条において準用する場合を含む。)、第96条(新居宅サービス等基準条例第319条において準用する場合を含む。)、第107条(新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条(新居宅サービス等基準条例第338条において準用する場合を含む。)、第164条(新居宅サービス

等基準条例第181条の3、第188条、第349条、第359条の3及び第364条において準用する場合を含む。)、第178条(新居宅サービス等基準条例第357条において準用する場合を含む。)、第201条(新居宅サービス等基準条例第369条において準用する場合を含む。)、第213条(新居宅サービス等基準条例第376条において準用する場合を含む。)、第232条(新居宅サービス等基準条例第386条において準用する場合を含む。)、第245条(新居宅サービス等基準条例第396条において準用する場合を含む。))及び第257条(新居宅サービス等基準条例第265条、第276条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。)、新養護・特養基準条例第7条、第33条(新養護・特養基準条例第67条において準用する場合を含む。))及び第53条(新養護・特養基準条例第71条において準用する場合を含む。)、新軽費基準条例第7条(新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第32条、第56条、第60条の12(新地密サービス等基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条(新地密サービス等基準条例第215条において準用する場合を含む。)、第101条(新地密サービス等基準条例第204条及び第226条において準用する場合を含む。)、第123条(新地密サービス等基準条例第238条において準用する場合を含む。)、第146条、第170条及び第188条、新居宅介護支援等基準条例第21条(新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、新老福基準条例第28条及び第51条、新老健基準条例第28条及び第50条、新医療院基準条例第29条及び第51条、新療養基準条例第27条及び第51条並びに新介護予防支援等基準条例第20条(新介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新居宅サー

ビス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条、第386条、第396条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。）、新養護・特養基準条例第22条の2（新養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。）、新軽費基準条例第24条の2（新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。）、新地密サービス等基準条例第33条の2（新地密サービス等基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。）、新居宅介護支援等基準条例第22条の2（新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新老福基準条例第29条の2（新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新老健基準条例第29条の2（新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新医療院基準条例第30条の2（新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新療養基準条例第28条の2（新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護予防支援等基準条例第21条の2（新介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新居宅サー

ビス等基準条例第33条第3項（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条及び第413条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第237条、第248条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。）、第144条第3項（新居宅サービス等基準条例第204条、第216条、第338条、第369条及び第376条において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新居宅サービス等基準条例第265条、第403条及び第408条において準用する場合を含む。）、新地密サービス等基準条例第34条第3項（新地密サービス等基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（新地密サービス等基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。）、新居宅介護支援等基準条例第24条の2（新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新介護予防支援等基準条例第23条の2（新介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 6 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新居宅サービス等基準条例第57条の2第3項（新居宅サービス等基準条例第63条、第296条及び第301条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条、第204条、第338条、第349条、第359条の3、第364条及び第369条において準用する場合を含む。）、第179条第4項（新居宅サービス等基準条例第357条において準用する場合を含む。）、第214条第4項（新居宅サービス等基準条例第376条において準用する場合を含む。）及び第233条第4項（新居宅サービ

ス等基準条例第248条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。)、新養護・特養基準条例第22条第3項、第48条第3項(新養護・特養基準条例第67条において準用する場合を含む。))及び第59条第4項(新養護・特養基準条例第71条において準用する場合を含む。)、新軽費基準条例第24条第3項(新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第60条の13第3項(新地密サービス等基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第204条、第215条及び第226条において準用する場合を含む。)、第124条第3項(新地密サービス等基準条例第238条において準用する場合を含む。)、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項、新老福基準条例第29条第3項及び第52条第4項、新老健基準条例第29条第3項及び第51条第4項、新医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項並びに新療養基準条例第28条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

7 当分の間、新老福基準条例第45条第1項第1号に規定する入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新老福基準条例第4条第1項第4号ア及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 前項の規定は、新居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号及び第355条第6項第1号、新養護・特養基準条例第54条第4項第1号及び第69条第4項第1号、新地密サービス等基準条例第182条第1項第1号並びに新療養基準条例第43条第2項第1号、第44条第2項第1号及び第45条第2項第1号の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等	入居定員	利用定員
----------	------	------

基準条例第171条第6項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新居宅サービス等基準条例第148条第1項第3号
	第52条第2項	第179条第2項
新居宅サービス等基準条例第355条第6項第1号	入居定員	利用定員
	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新居宅サービス等基準条例第344条第1項第3号
	第52条第2項	第357条において準用する第179条第2項
新養護・特養基準条例第54条第4項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新養護・特養基準条例第35条第1項第4号ア
	第52条第2項	第59条第2項
新養護・特養基準条例第69条第4項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新養護・特養基準条例第64条第1項第4号ア
	第52条第2項	第71条において準用する第59条第2項
新地密サービス等基準条例第182条第1項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新地密サービス等基準条例第153条第1項第4号ア
	第52条第2項	第189条第2項
新療養基準条例第43条第2項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア及び第52条第2項	新療養基準条例第3条第1項第2号及び第3号、第52条第2項並びに附則第2項
新療養基準条例第44条第2項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア及び第52条第2項	新療養基準条例第3条第2項第2号及び第3号、第52条第2項並びに附則第3項
新療養基準条例第45条第2項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア及び第52条第2項	新療養基準条例第3条第3項第2号及び第3号、第52条第2項並びに附則第4項及び第5項

(栄養管理に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新地密サー

ビス等基準条例第165条の2（新地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。）、新老福基準条例第21条の2（新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新老健基準条例第19条の2（新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新医療院基準条例第20条の2（新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新療養基準条例第19条の2（新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新地密サービス等基準条例第165条の3（新地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。）、新老福基準条例第21条の3（新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新老健基準条例第19条の3（新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新医療院基準条例第20条の3（新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新療養基準条例第19条の3（新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 11 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間における新養護・特養基準条例第29条第1項（新養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。）、新軽費基準条例第33条第1項（新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。）、新地密サービス等基準条例第177条第1項（新地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。）、新老福基準条例第40条第1項（新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新老健基準条例第39条第1項（新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新医療院基準条例第40条第1項（新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新療養基準条例第38条第1項（新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用について

は、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 12 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新養護・特養基準条例第24条第3項第3号(新養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。)、新軽費基準条例第26条第2項第3号(新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第173条第3項第3号(新地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。)、新老福基準条例第32条第3項第3号(新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新老健基準条例第32条第3項第3号(新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新医療院基準条例第33条第3項第3号(新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び新療養基準条例第31条第3項第3号(新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の設置者は、従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(理由)

介護保険サービス等の人員、設備、運営等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市における当該基準を改めるため、本案を提出する。